

独立行政法人統計センター職員給与規程

平成 15 年 4 月 1 日
統計センター規程第 16 号
最終改正 令和 4 年 1 月 20 日

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 給与
 - 第1節 奉給（第6条－第13条）
 - 第2節 諸手当（第14条－第32条）
- 第3章 給与の特例（第33条－第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第57条第2項の規定に基づき、独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この規程は、通則法第26条の規定により、センターの理事長が職員として任命した者（以下「職員」という。）に適用する。ただし、常時勤務を要しない職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与については別に定める。

（給与の支払）

第4条 この規程に基づく給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号の一に該当するものは、給与支払いの際に控除する。

- 一 法令で定めるもの
- 二 労基法第24条第1項ただし書きに規定する労使協定によるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合において、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 いかなる給与も、法律又は理事長が定めた諸規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 5 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給されない。

(給与の区分)

第5条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

- 2 諸手当は、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 紙与

第1節 奉給

(俸給の決定)

第6条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件及び職員が発揮した能力を考慮し、俸給表に定める職務の級及び号俸により決定する。

- 2 奉給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。
- 一 事務職俸給表（別表第1）
 - 二 技能職俸給表（別表第2）
 - 三 専門スタッフ職俸給表（別表第3）
 - 四 審議役俸給表（別表第4）
- 3 前項第1号から第3号の俸給表（以下「職務の級を有する俸給表」という。）を適用する職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。
- 4 職務の級を有する俸給表を適用する職員の職務の級は、理事長が定める基準に従い決定する。

(号俸の決定)

第7条 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（職務の級を有する俸給表の適用を受ける職員が審議役俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）等における号俸は、理事長が定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、次条に規定する日に、同日前において理事長が定める日以前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国公法第82条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び審議役俸給表の適用を受けるものにあっては3号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるものにあっては1号俸）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

一 55歳（技能職俸給表適用職員にあっては、57歳）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものを除く。）特に良好である場合

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級又は4級であるもの 次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ 3級 特に良好である場合

ロ 4級 極めて良好である場合

6 職員の昇給は、その属する職務の級（審議役俸給表の適用を受ける職員にあっては当該俸給表）における最高の号俸を超えて行うことができない。

7 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（昇給の時期）

第8条 前条第3項に規定する昇給の時期は、毎年1月1日とする。

（予算遵守の原則）

第9条 第6条第4項に規定する職員の職務の級の決定及び第7条に規定する昇給については、独立行政法人統計センター事業計画の人事費の見積り（以下「人事費見積り」という。）を考慮して行うものとする。

（再任用職員）

第10条 国公法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の俸給月額は、その者に適用される職務の級を有する俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用短時間勤務職員の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程（統計センター規程第8号。以下「勤務時間等規程」という。）第5条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

（俸給の支給日）

第11条 俸給の支給日は、毎月1回、その月の16日とし、その月の俸給の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が勤務時間等規程第15条第1項に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるとときは、18日）

二 16日が土曜日に当たるとき 15日（15日が休日等に当たるとときは、18日）

三 16日が休日等に当たるとき 17日

2 理事長は、特別の事情により必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、

一の月の俸給の期間を 2 つの期間に振り分け、当該各期間においてそれぞれ俸給の支給日を定め、俸給を支給することができる。

(非常時払い)

第12条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、俸給の支給日前であっても、請求の日までの俸給を日割により支給する。

(俸給の日割計算)

第13条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 センターの職員から引き続き検察官又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員、通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち理事長が定めるものの職員（以下「給与法適用職員等」という。）となった者には、その発令の日の前日まで俸給を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

5 第1項から第3項までの規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間等規程第6条第4項、第6条の2第1項、第14条第1項及び第2項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 諸手当

(職責手当)

第14条 職責手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が定める職員に支給する。

2 職責手当の月額は、職の区分及び職務の級に応じ、理事長が定めた額とする。ただし、その者の業務の成績に応じ、理事長はそれを増額し又は減額することができる。

3 前項に規定する月額のうち理事長が定める職の月額には、労基法第37条第4項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。

(専門スタッフ職調整手当)

第14条の2 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして理事長が定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に100分の10を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、

理事長が定める。

(職務調整手当)

- 第14条の3 職務調整手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員のうち他の職員を指揮する職務の級にある職員（第14条第1項の規定に基づき職責手当の支給を受ける職員を除く。）で理事長が定める職員に支給する。
- 2 職務調整手当の月額は、職務の級に応じ、理事長が定めた額とする。ただし、その者の業務の成績に応じ、理事長はそれを増額し又は減額することができる。
- 3 第14条第3項の規定は、職務調整手当に準用する。

(扶養手当)

- 第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3级以上であるもの及び審議役俸給表の適用を受けるもの（以下「事務職9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 六 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円），前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 第16条 新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月3

- 1日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないときはその職員が事務職9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある事務職9級以上職員等が事務職9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で事務職9級以上職員等以外のものが事務職9級以上職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等以外のものが事務職8級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(地域手当)

第17条 地域手当は、センターの所在する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して当該地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都新宿区 100分の20
- 二 和歌山県和歌山市 100分の6

3 地域手当の支給地域に所在する事務所（以下「地域手当支給事務所」という。）が特別の法律に基づく事務所の移転に関する計画その他の特別の事情による移転等をした場合において、当該移転等の直後の事務所の所在する地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。）が当該移転等の日の前日の事務所の所在していた地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。以下「移転前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該移転等の直後の事務所の所在する地域が地域手当支給地域に該当しないこととなるときは、当該移転等をした事務所で理事長が別に定めるもの（以下「特別移転事務所」という。）に在勤する職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、一定の期間、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に移転前の支給割合を特別移転事務所の所在する地域に係る第2項各号に定める割合に至るまで段階的に引き下げた割合で理事長が別に定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

4 地域手当支給事務所に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が地域手当の支給地域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

- 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

5 給与法適用職員等であった者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第2項第1号の地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤

することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第17条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りではない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 紹介法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第17条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）
 - 二 第20条（単身赴任手当）第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下

「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)

- イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額),第1号に定める額又は前号に定める額

3 紹介法適用職員等から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、勤務地域を異にすることとなった者のうち、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定め

るものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算定について準用する。
 - 5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
 - 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
 - 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
 - 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

（単身赴任手当）

第20条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交

通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額)とする。

- 3 紹与法適用職員等であった者が引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、勤務する地域を異にすることとなった者のうち、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(給与の減額)

- 第21条 職員が勤務しないときは、休日等(勤務時間等規程第6条第4項、第6条の2第1項、第15条第2項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。)である場合、勤務時間等規程第19条第1項第1号から3号に規定する休暇(理事長が定めるものを除く)による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が国公法第104条の規定による兼業の許可が与えられ、その割り振られた勤務時間の一部をさく場合は、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

- 第22条 勤務時間等規程第6条及び第6条の2に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条(勤務1時間当たりの給与額の算出)に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務100分の125
- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等規程第6条第4項、第6条の2第1項、第14条第1項及び第2項の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。)の時間及び次条第1項に定める正規の勤務時間中に勤務した時間の合計が1箇月について60時間を超えた職

員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

第23条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前条第3項において60時間を超えた職員には、その60時間を超えて正規の勤務時間中に勤務した休日等の全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

（端数計算）

第24条 第21条（給与の減額）に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第22条（超過勤務手当）及び前条（休日給）の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第25条 第21条（給与の減額）から第23条（休日給）までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当及び職務調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項に規定する1年間の起算日は、毎年4月1日とする。

（管理職員特別勤務手当）

第26条 第14条（職責手当）第1項の規定に基づき職責手当の支給を受ける職員のうち理事長が定める職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第6条第4項、第6条の2第1項、第14条第1項又は第15条第1項の規定に基づく週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤

務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日（次条及び第29条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡した職員（第33条（休職者の給与）第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額（事務職俸給表、専門スタッフ職俸給表及び審議役俸給表の適用を受ける職員で理事長が定める職にある職員（第30条（勤勉手当）第2項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した職員にあっては、離職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 事務職俸給表又は技能職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び専門スタッフ職俸給表並びに審議役俸給表の適用を受けるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第82条の規定に

よる懲戒免職の処分を受けた職員

- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第76条の規定により失職した職員（同法第38条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止め）

第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国公法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求については、一時差止処分は国公法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、理事長が別に定める場合を除き、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した職員にあっては、離職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第27条（期末手当）第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第30条（勤勉手当）第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条（勤勉手当）第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条（勤勉手当）第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

- 第31条 第22条（超過勤務手当）及び第23条（休日給）の規定は、管理職員には適用しない。
- 2 第15条及び第16条（扶養手当）並びに第18条（住居手当）の規定は、再任用職員には適用しない。

(諸手当の支給方法)

第32条 諸手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

第3章 給与の特例

(休職者の給与)

第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が国公法第79条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が国公法第79条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 国公法第79条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定がない限り、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条（期末手当）第1項に規定する基準日前1箇月以内に離職したときは、同項の規定により理事長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは、「第33条第7項」と読み替えるものとする。

(俸給の半減)

第34条 第21条（給与の減額）の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（理事長が定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（理事長が定める場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置の係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が定める。

(育児休業中の給与)

- 第35条 独立行政法人統計センター育児休業等規程（統計センター規程第10号。「以下「育児休業等規程」という。）第3条第3項に規定する育児休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。
- 2 第27条（期末手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第30条（勤勉手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 職員が、育児休業等規程第17条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第21条（給与の減額）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 6 前5項に定めるもののほか、育児休業及び育児時間の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(育児短時間勤務職員等についての給与規程の特例)

- 第35条の2 育児休業等規程第10条第1項の規定による育児短時間勤務をしている職員及び育児休業等規程第15条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項、第2項、第4項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第10条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する

		勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を乗じて得た額とする
第 22 条第 3 項	前項	第 35 条の 2
第 27 条第 4 項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第 27 条第 4 項 第 27 条第 5 項及び第 30 条第 3 項	専門スタッフ職調整手当	専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額
	俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額
第 27 条第 5 項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第 27 条第 6 項	理事長	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して理事長

(任期付短時間勤務職員についての給与規程の特例)

第 35 条の 3 任期付短時間勤務職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 19 条第 2 項第 2 号	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第 22 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、任期付児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を乗じて得た額とする
第 22 条第 3 項	前項	第 35 条の 3
第 31 条第 2 項	再任用職員	任期付短時間勤務職員

(介護休暇及び介護時間中の給与)

第 36 条 職員が、勤務時間等規程第 29 条第 1 項に規定する介護休暇又は同規程第 30 条第 1 項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第 21 条（給与の減額）の規定にかかわらず、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 25 条（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に定めるもののほか、介護休暇及び介護時間の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(永年勤続リフレッシュ休暇中の給与)

第36条の2 職員が、勤務時間等規程第32条第1項に規定する永年勤続リフレッシュ休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第21条（給与の減額）の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に定めるもののほか、永年勤続リフレッシュ休暇の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(理事長が特に必要と認める場合の特別休暇の給与)

第36条の3 職員が、勤務時間等規程別表第5十九の項に規定する特別休暇（理事長が無給と定めるものに限る。）の承認を受けて勤務しない場合には、第21条（給与の減額）の規定にかかわらず、その給与期間に勤務しない合計時間数（端数は1時間に切り上げ）につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に定めるもののほか、前項の特別休暇の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(自己啓発等休業中の給与)

第37条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第3条第1項に規定する自己啓発等休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(第2号任期付研究員の給与に関する特例)

第38条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、第2号任期付研究員俸給表（別表第5）を適用する。

2 理事長は、第2号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて次の各号の基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 一 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸
- 二 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に

従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸

三 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号俸

(任期付研究員業績手当)

第39条 理事長は、前条の規定により第2号任期付研究員の俸給月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、その俸給月額に相当する額の範囲内で任期付研究員業績手当として支給することができる。

2 前条の規定による俸給月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、人件費見積りの範囲内で行わなければならないものとする。

3 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する第2号任期付研究員のうち、第2号任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の第2号任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる第2号任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当支給細則第24条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(第2号任期付研究員における給与規程の適用除外等)

第40条 第6条から第8条、第14条から第16条、第18条、第26条及び第30条の規定は、第2号任期付研究員には、適用しない。

2 第2号任期付研究員に対する第27条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

(配偶者同行休業中の給与)

第40条の2 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律 第78号）第3条第1項に規定する配偶者同行休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、配偶者同行休業の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(補則)

第41条 この規程に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第27条第2項の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
- 3 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する第35条第2項の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。
(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第27条の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」とする。
(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 5 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第30条の適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

6から9まで 削除

附 則（平成15年10月27日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第19条第2項から第8項までの改正規定、第27条第2項の改正規定及び同条第3項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切り替え等)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の規程及びこれに基づき理事長が定めるものの規定に従つて定められたものでなければならない。
(平成15年12月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 5 平成15年12月に支給する期末手当に関する第27条の適用については、同条第2

項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、「100分の140を」とあるのは「100分の125を」と、同条第3項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあるのは「100分の120」とあり、及び「100分の125」とする。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

6 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定による第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(補則)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成17年11月14日）

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、平成15年7月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切り替え等)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けている号俸又は俸給月額は、改正前の規程及びこれに基づき理事長が定めるものの規定に従つて定められたものでなければならない。
- (平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
- (補則)
- 6 附則各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成18年3月20日）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、理事長が定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号俸の切替え)
- 3 切替日の前日において別表第1及び別表第2の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次号及び次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が定める職員にあっては、理事長が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 前項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

- 5 切替日の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、理事長が定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程及びこれに基づく初任給、昇格、昇給等の基準（平成15年4月1日理事長決定）に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人統計センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日）（以下この項において「改正規程」という。）附則第1項）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。）附則第6項の事務職俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

二 前項に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 11 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する第27条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第27条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正後の給与規程附則第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

12 平成22年3月31日までの間における次表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第4項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第7条第5項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第17条第2項	100分の18	100分の18を超えない範囲内で理事長が定める割合

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
事務職俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
	10級	9級
	11級	10級
技能職俸給表	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
	6級	5級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 事務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧 号 俸	経過期間	旧 級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		3月未満	3月以上6月末満	6月以上9月末満	9月以上12月末満	12月以上	1	2	3	4	5	6	7
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満			2	1	6	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満			3	1	7	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			4	1	8	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1	1

	6月以上9月末満	3	27	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	28	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1
3	3月末満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月末満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月末満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1
4	3月末満	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月末満	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月末満	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月末満	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
5	3月末満	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月末満	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月末満	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月末満	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
6	3月末満	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月末満	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月末満	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月末満	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
7	3月末満	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月末満	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月末満	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月末満	24	48	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
8	3月末満	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月末満	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月末満	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月末満	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
9	3月末満	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月末満	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月末満	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月末満	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
10	3月末満	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月末満	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月末満	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月末満	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21
11	3月末満	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月末満	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月末満	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月末満	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
12	3月末満	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月末満	34	66	46	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月末満	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月末満	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
13	3月末満	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月末満	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月末満	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月末満	36	72	52	48	56	44	40	36	32

	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月末満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月末満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月末満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月末満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月末満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月末満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月末満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月末満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月末満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月末満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月末満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月末満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月末満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月末満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月末満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月末満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月末満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月末満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月末満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月末満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月末満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月末満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月末満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月末満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月末満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月末満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月末満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月末満			90	67	94	82				
	6月以上9月末満			91	68	95	83				
	9月以上12月末満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月末満			94	70	98	86				
	6月以上9月末満			95	71	99	87				
	9月以上12月末満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					

	3月以上6月末満		98	73	102						
	6月以上9月末満		99	74	103						
	9月以上12月末満		100	74	104						
	12月以上		101	75	105						
26	3月末満		101	75	105						
	3月以上6月末満		102	75	106						
	6月以上9月末満		103	76	107						
	9月以上12月末満		104	76	108						
	12月以上		105	77	109						
27	3月末満		105	77							
	3月以上6月末満		106	78							
	6月以上9月末満		107	79							
	9月以上12月末満		108	80							
	12月以上		109	81							
28	3月末満		109	81							
	3月以上6月末満		110	82							
	6月以上9月末満		111	83							
	9月以上12月末満		112	84							
	12月以上		113	85							
29	3月末満		113								
	3月以上6月末満		114								
	6月以上9月末満		115								
	9月以上12月末満		116								
	12月以上		117								
30	3月末満		117								
	3月以上6月末満		118								
	6月以上9月末満		119								
	9月以上12月末満		120								
	12月以上		121								
31	3月末満		121								
	3月以上6月末満		122								
	6月以上9月末満		123								
	9月以上12月末満		124								
	12月以上		125								
32	3月末満		125								
	3月以上6月末満		125								
	6月以上9月末満		125								
	9月以上12月末満		125								
	12月以上		125								

口 技能職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級		3級	4級	5級	6級
		1級	2級				
1	3月末満		1	1	5	1	1
	3月以上6月末満		1	1	6	1	1
	6月以上9月末満		1	1	7	1	1
	9月以上12月末満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月末満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月末満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月末満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月末満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1

3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月末満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月末満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月末満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月末満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月末満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月末満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月末満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月末満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月末満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月末満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月末満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34

	6月以上9月末満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月末満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月末満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月末満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月末満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月末満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月末満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月末満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月末満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月末満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月末満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月末満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月末満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月末満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月末満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月末満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月末満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月末満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月末満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月末満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月末満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月末満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月末満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月末満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月末満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月末満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月末満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月末満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月末満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月末満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月末満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月末満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月末満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月末満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月末満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月末満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月末満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月末満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月末満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月末満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月末満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月末満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月末満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月末満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月末満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月末満	96	96	80	104	84	

	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

旧号俸	新級 経過期間	9級		10級	
		9級	10級	9級	10級
1	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
2	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	

	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9

	3月以上6月末満	30	10
	6月以上9月末満	31	11
	9月以上12月末満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月末満	34	13
	6月以上9月末満	35	13
	9月以上12月末満	36	14
	12月以上	37	14

附 則（平成19年3月6日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月1日）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年12月7日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第15条第3項及び第16条第3項の改正規定並びに改正後の別表第1及び別表第2は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

- 5 附則各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成20年3月31日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日）

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人統計センター職員給与規程第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（独立行政法人統計センター職員給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技能職俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成21年12月28日）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年1月26日）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月20日）

この規程は、平成22年4月22日から施行し、改正後の独立行政法人統計センター職員給与規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年11月30日）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人統計センター職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第6項の規定の適用を受けず、かつ、附則（平成18年3月20日）第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（改正後の給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで

	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技能職俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第6項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは、「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（補則）

4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成23年3月31日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において独立行政法人統計センター職員給与規程第7条第3項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 独立行政法人統計センター育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、育児休業等規程第15条の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 育児休業等規程第16条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に

規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成23年10月13日）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、給与規程第27条第2項（同条第3項又は給与規程第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（給与規程第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成23年4月1日（同月2日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に職員以外の者、職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（給与規程附則（平成18年3月20日）第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）又は第2号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額（給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで

技能職俸給表	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から76号俸まで
	4級	1号俸から48号俸まで
	5級	1号俸から32号俸まで

二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
(補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成24年3月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（給与規程の特例）

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。）第6条第2項各号及び第38条に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（給与規程附則（平成18年3月20日改正）第8項から第10項の規定による俸給を含み、当該職員が給与規程第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（給与規程附則（平成18年3月20日改正）第8項から第10項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
事務職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
技能職俸給表	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
第2号任期付研究員俸給表	全ての号俸	100分の7.77

2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給。に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 職責手当 当該職員の職責手当（区分がI種からIII種の者に限る。）の月額に100分の10を乗じて得た額

二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の職責手当（区分がI種からIII種の者に限る。）に対する

地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

五 給与規程第33条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給さる給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 給与規程第33条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 給与規程第33条第2項又は第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 給与規程第33条第4項 前項及び第2号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 給与規程第33条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 給与規程第33条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

3 特例期間においては、給与規程第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第25条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 職責手当の区分がⅠ種、Ⅱ種又はⅢ種の職員 給与規程第25条の規定により算出した給与額から俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当の月額にこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額

二 前号以外の職員 給与規程第25条の規定により算出した給与額から俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額

4 特例期間においては、給与規程附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第5号まで及び第3項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第6項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から給与規程附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第6項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第6項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号ホ中「第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第3号」と、第3項第1号中「地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に」とあるのは「地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所

定労働時間で除して得た額から給与規程附則第8項第1号の規定により給与額から減ずることとされた額に相当する額を減じた額に」と、同項第2号中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第8項第2号の規定により給与額から減ずることとされた額に相当する額を減じた額に」とする。

(育児休業中の給与に関する特例)

第3条 特例期間においては、給与規程第35条第5項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「給与規程附則（平成24年3月28日）（以下「改正後の附則」という。）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(介護休暇中の給与に関する特例)

第4条 特例期間においては、給与規程第36条第1項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「改正後の附則第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(永年勤続リフレッシュ休暇中の給与に関する特例)

第5条 特例期間においては、給与規程第6条の2第1項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「改正後の附則第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(理事長が特に必要と認める場合の特別休暇の給与に関する特例)

第6条 特例期間においては、給与規程第6条の3第1項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「改正後の附則第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(任期付研究員業績手当に関する特例)

第7条 特例期間においては、給与規程第39条第1項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第8条 平成24年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び第2号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第7条第3項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び

平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

4 独立行政法人統計センター育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 前項の規定は、育児休業等規程第15条の規定による勤務をしている職員について準用する。

6 育児休業等規程第16条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（端数計算）

第9条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第10条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成25年11月27日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日）

この規程は、平成26年2月21日から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定及び改定後の別表第1から別表第3までは、平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号俸の調整）

第2条 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認め

られる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

第4条 平成27年3月31日までの間における給与規程第7条第4項（給与規程第35条の2及び第35条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成27年3月27日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。）第6条第2項第1号に規定する事務職俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第4条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程第14条の2第2項、第27条第5項（第30条第4項及び第35条の2において準用する場合を含む。以下この項について同じ。）並びに附則第6項第2号から第5号の規定の適用については、給

与規程第14条の2第2項及び第27条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と給与規程附則（平成27年3月27日）第3条の規定による俸給の額との合計額」と、給与規程附則第6項第2号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額（以下この条において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。）」と、同項第3号、第4号、第5号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」とする。

- 2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程附則（平成22年11月30日）第5項の規定の適用については、同項中「、第2号」とあるのは「から第3号まで」と、「減じた」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額（以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当額」という。）」と、「を減じた」と、「同項第4号」とあるのは「同項第3号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当額」と、同第3号と、「専門スタッフ職調整手当の月額を」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額を」とする。
- 3 前条の規定による俸給を支給される第2号任期付研究員に関する給与規程第39条第1項及び第2項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と給与規程附則（平成27年3月27日）第3条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（補則）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成28年2月3日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改定後の別表第1から第3及び附則第2条は、平成27年4月1日から、附則第3条及び附則第4条は、平成27年12月1日から適用する。

（地域手当に関する特例）

第2条 平成28年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

第3条 平成27年12月における第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」、「100分の100」とあるのは「100分の105」、同第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

（平成27年12月に支給する期末手当に関する特例）

第4条 平成27年12月における第40条第2項の適用については、同条第2項中「100分の157.5」とあるのは「100分の160」とする。

（給与の内払）

第5条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成28年12月7日）
(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改定後の別表第1から第3は、平成28年4月1日から、本附則第2条及び第3条は、平成28年12月1日から、独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。）第36条は、平成29年1月1日から適用する。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

第2条 平成28年12月における給与規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、附則第9項の適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.350」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.650」と、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。

（平成28年12月に支給する期末手当に関する特例）

第3条 平成28年12月における給与規程第40条第2項の適用については、同条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

（給与の内払）

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当の月額等の特例措置）

第5条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における給与規程第15条及び第16条の適用については、以下のとおり取り扱うものとする。

給与規程第15条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、給与規程第15条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円），前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいる場合にあっては、そのうち1人については10,000円），同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、給与規程第16条第1項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいるときは、その旨を含む。）」と、給与規程第16条第1項第1号中「場合（事務職9級以上職員等に扶養親

族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、給与規程第16条第1項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。) 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、給与規程第16条第2項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、給与規程第16条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

(補則)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成29年3月30日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第30条及び第40条並びに別表第1から第4は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成30年3月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において給与規程第7条第3項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児休業等規程第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、育児休業等規程第15条の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 育児休業等規程第16条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（扶養手当の月額等の特例措置）

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における給与規程第15条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の

職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」、同条第2項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における給与規程第15条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「事務職8級職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」、同条第2項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等」と、同項第6号中

「事務職8級職員等及び事務職9级以上職員等」とあるのは「事務職8级以上職員等」と、「が事務職8級職員等」とあるのは「が事務職8级以上職員等」とする。

(補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成30年12月26日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、別表第1から第4は、平成30年4月1日から、本附則第2条及び第3条は、平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 平成30年12月における同規程第27条第2項の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項の適用については、同項中「100分の72.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の70」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の170」とする。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第3条 平成30年12月における同規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和元年12月18日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年1月1日から施行する。ただし、同規程第18条及び本附則第5条は令和2年4月1日から、別表第1、第2及び第4は、平成31年4月1日から、本附則第2条及び第3条は、令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和元年12月における同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第3条 令和元年12月における同規程第30条第2項第1号の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第5条 令和2年4月1日の前日において改正前の同規程第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の同規程第18条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 改正後の同規程第18条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から改正後の同規程第18条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(補則)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和2年12月7日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年1月1日から施行する。ただし、附則第2条は、令和2年12月1日から適用する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和2年12月における同規程第27条第2項（同条第3項又は給与規程第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和3年6月25日）
(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年7月1日から施行する。
(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和4年1月20日）
(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年3月1日から施行する。
(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

別表第1 事務職俸給表（第6条第2項関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
再任 用職 員以 外の 職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考(1) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(2) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、186,700円とする。

別表第2 技能職俸給表（第6条第2項関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600

	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
再任 用職 員以 外の 職員	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	213,300	253,100	282,500	311,300	
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	
	85	220,500	258,600	291,300	316,500	
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	
	87	221,300	259,100	292,500	317,200	
	88	222,000	259,400	293,100	317,400	

89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			

	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、調査票管理の業務等に従事する職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第3 専門スタッフ職俸給表（第6条第2項関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	328,900	428,600	481,300	615,700
	2	330,900	433,000	486,900	652,300
	3	332,900	437,000	492,400	688,900
	4	334,900	441,100	497,800	
	5	336,900	444,900	503,100	
	6	338,900	448,800	508,300	
	7	340,900	452,100	513,400	
	8	343,000	455,600	518,100	
	9	344,900	459,100	521,600	
	10	346,800	462,400	524,400	
	11	348,700	465,300	527,200	
	12	350,800	468,000	529,800	
	13	352,700	470,400	531,900	
	14	354,500	472,700	533,900	
	15	356,400	474,600	535,600	
	16	358,300	476,300	537,400	
	17	359,900	477,600	539,000	
	18	361,800	478,900	540,400	
	19	363,500	479,800	541,400	
	20	365,200	480,800	542,600	
	21	367,000	481,600	543,500	
	22	368,900	482,400		
	23	370,700	482,600		
	24	372,600			
	25	374,300			
	26	376,000			
	27	377,800			
	28	379,500			
	29	380,900			
	30	382,600			
	31	384,300			
	32	385,800			
	33	387,600			
	34	388,900			
	35	390,300			
	36	391,800			
再任用職員以外の職員	37	393,100			
	38	394,200			
	39	395,300			
	40	396,300			

		397, 300			
41		398, 400			
42		399, 400			
43		400, 300			
44		401, 100			
45		401, 500			
46		401, 900			
47		402, 200			
48		402, 500			
49		402, 800			
50		403, 100			
51		403, 400			
52		403, 700			
53		404, 000			
54		404, 300			
55		404, 600			
56		404, 900			
57		405, 200			
58		405, 500			
59		405, 800			
60		406, 000			
61		406, 300			
62		406, 600			
63		406, 900			
64		407, 100			
65		407, 400			
66		407, 700			
67		408, 000			
68		408, 200			
69		408, 500			
70		408, 800			
71		409, 000			
72		409, 200			
73		409, 500			
74		409, 800			
75		410, 000			
76		410, 200			
77					
再任用職員		324, 400	425, 600	480, 400	615, 700

備考 この表は、高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、業務の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第4 審議役俸給表（第6条第2項関係）

号	俸	俸給月額
		円
1		536,200
2		538,700
3		541,100
4		543,500
5		545,300
6		547,100
7		549,000
8		550,700
9		552,100
10		553,400
11		554,500
12		555,800
13		556,800
14		557,700
15		558,600
16		559,500
17		560,400
18		561,300
19		562,200
20		563,100
21		564,000
22		564,900
23		565,800
24		566,700
25		567,600
26		568,500

備考 この表は、審議役の職務に従事する職員に適用する。

別表第5 第2号任期付研究員俸給表（第38条関係）

号 債	俸 給 月 額
1	円 331,000
2	367,000
3	394,000